

長崎人足寄場

森永種夫

文化十一年、遠山左衛門尉が長崎奉行として在勤中、浦上村に在った溜牢の構内に、新たに細工所が取建られることになり、十月に着工して、十一月にできあがった。

日頃不身持で、こらしめのため、親類や所役人等の願いによって溜牢に入れられたもの、追払い処分を受けながら、また立戻った長崎出身の無宿者、他所の者でも、一度長崎の人別に加った無宿者などが收容された。それらのものには縄延などをつくる作業をさせ、折につけ教諭を加え、やがて本心に立帰ったものには、かねてから作った縄延などを買上げて賃銭として渡し、正業につくためのもどにするようにと言って、溜牢から赦免することになった。文化十四年七月、この細工所をさらに手広くすることになった(続長崎志巻三)。

天保十三年十一月、敲仕置を受けたものが無宿人である場合は、これまですべて追払処分になることになっていたが、今後、それらのものをどこかへ收容しておいて、山稼ぎその他の作業に従事させるような方策をたてるよう、長崎奉行は、代官高木作右衛門に指示した。それについて、代官は次のような案を提出した。

收容所としては、そのころ市中八幡町^{やほたま}に芝居定小屋があり、もうかなり痛んで取壊す予定になっていたが、それを払い下げてもらって、修理を加えて使用する。

その小屋には頭分三人のものを住込ませて取締りに当らせるが、その外に長崎村の村役人にも取締りを分担させ、時折、その手附・手代・足軽などを見廻りに出させる。

收容されたものうち、手職あるものには必要な職道具を買い入れて与え、それぞれの仕事をさせる。手職の

ないものには、時に応じて求められるいろんな作業の足、港内の泥浚人足などに当らせる。

小屋外の作業に出て行くときは、人数に応じて頭分のを付添わせ、それで得た賃金は、勝手に遣い捨てないように頭分のもが一応預っておき、食費など必要な分だけ毎日手渡すことにする。

三年間収容しておいて、神妙に暮して、いよいよ心底改まったと見られるものは、引請人があれば、元の居村へ引渡す。

収容されたその日から稼ぎが見込まれるわけではないから、一人当り十日分の飯米代、その外鍋釜などの暮し向きの必要品は、人数に応じて購入して与える。

病人が出たら、牢屋付の役医を呼んで治療に当らせる。病人死亡のときは、長崎村の村役人も立会い、それを確かめたるうえ、引取人があれば遺骸を渡す。引取人がなければ、同宿人の手で、長崎村の雲竜寺に葬らせる。変死人があったときは、代官の方から検死人を出す。

収容されているもので無断で小屋を立出で、三日間経っても帰らないときには、頭分のものに命じて捜させる。

二

長崎代官の試案提出と入違いに、天保十三年末、次のような勘定奉行衆連印の廻状がきて、人足寄場を取建てるよう指示された。

今般無宿并野非人共之儀ニ付、御触之趣得其意、追々引渡ニ相成候もの共婦農等之儀専一ニ世話いたし、其余寄場江入置候銘々御代官所御預所之もの共は不及申、最寄万石以下知行給知并寺社領等より任断、右寄場江差

置候ものも、是又同様厚教諭を加、可成丈本心ニ立戻候様、精々世話可被致候、依而は支配所限寄場取建可申儀ニ候得共、馬喰町御用屋敷詰并地廻リ御代官之儀は、先ッ江戸最寄ニて寄場一ヶ所申合取建候様いたし、京大坂御代官之儀も同様相心得、其余之向ハ一支配限取建候方ニ可有之候、尤素人非人并女は別囲ニいたし置可申候、

一陣屋有之向は右地統江寄場取建、尤荒地多之場所は起返等之都合宜場所江取建候様ニもいたし可然候、

一寄場取建候入用之儀、材木は可成丈ヶ最寄御林松木等被下、其余諸入用之御取替金を以相渡置、郡中割ニ而追々取立候積、右入用積いたし早々相伺、尤追々無宿共集リ方之模様ニ寄、差略も可有之事ニ付、差向差支無之様、程合勘弁いたし可然儀ニ候、

一無宿共寄場江入置候上は、其陣屋地名を以何寄場人足と唱、農業ハ勿論、繩ない其外相当之手業為相稼、衣服飲食等之諸入用償可申事ニは候得共、差向迎も引足申間敷候ニ付、先ッ御取替金可相渡間、支配限リ惣村高郡中割を以取建候積相心得可被取計候、

一万石以下知行給地之分申立ニ寄、最寄御代官寄場江引請差置候もの有之候節、諸入用之儀、其もの元居村一村ニ而差出候様ニ而は迷惑可致儀ニ付、其支配御料惣村之高江、右之もの元居村私領一纏ニ相成居候丈ヶ之村々之高江割合取立候積、併差支之廉も有之候は、猶其時宜勘弁いたし可相伺候、

一右人足共改心いたし帰農之志しを遂候者は、荒地起返御貸附利金之内を以御手当被下、荒地之場所江差遣し、其余手業等出来候もの改心之様子見計、身寄之もの呼出し引渡、其分江は御手当被下積リ可相心得候、

一寄場逃去候敷、或は盜其外悪事いたし候類は、夫々嚴重之仕置可申付旨兼而申論置、右躰之ものは不及申、其余之悪事いたし候分も、手延ニ不相成様嚴重ニ吟味詰、早々御仕置之儀可被相伺候、

右之通相心得早々取調可相伺候、猶銘々存寄之趣都而心付候儀は無遠慮申聞、何れニも此度御触之次第、往々迄も御世話之程相立候様可被取計候、畢竟支配所之取計向教諭等行届候上は、自ら右躰寄場江入候もの無之道理故、風儀不宜土地からも候は、常々厚申論候様可被致候、

右之趣可申渡旨水越前守殿被仰渡候間相達候、可被得其意候、以上

十一月廿一日

井 備前守

岡 近江守

戸 播磨守

梶 土佐守

跡 能登守

惣廻状

追而早々順達留リより御取箇差出方掛リテ可被相返候以上

それに対し、代官高木作右衛門は、寄場取建方について案を練り、翌十四年閏九月、左の伺書を提出した。

近年無宿并野非人共多徘徊致シ、右之内ニは品々不届之及所業候類不少、依之今般御府内立廻候分は、於町奉行所召捕、糺之上男女共夫々旧里江帰郷被仰付、御料は其所之奉行所又は御代官御預所役人、万石以上は領主家来万石以下知行給知且寺社領之分は家来村役人等御呼出引渡相成候間、全帳外迄之もの村役人并身寄之もの共江引渡、可成丈改心帰農為致、又は山海之稼其外人夫ニ遣ひ候共勝手次第、都而旧里を不離様取計、尤右之内所役人共申付を不相用手ニ余リ候類、并旧里ニ而手放難差置悪党、或は度々出奔致候者は、京大坂其外奉行所有之場所は勿論、御代官御預所等江新規寄場取建、夫役ニ遣ひ候共是又勝手次第之旨被仰渡候間、

私領ニおゐても同様相心得、万石以上は一領毎ニ牢躰之囲を補理、万石以下知行給知之分は最寄奉行所或は御代官御預所之寄場江引渡、其外寺社領之分は附属之有無ニ随ひ、其領主之囲又は右寄場江入置候積相心得且私領ニおゐて領分払村払等ニ相成候ものも其品ニ寄同様引渡可被遣間、万石以上之分は是又右囲江入置不絶教諭いたし、右之ものは都而心底を改帰農を遂候は、囲外之住居差免之儀は勿論、往々身分有付方をも厚世話いたし遣、若又右囲内逃去候歟又は盜其外悪事いたし候類は、罪之軽重ニ随ひ死刑其外之御仕置も被仰付候間、其段兼而申論置、尤女は別囲ニいたし差置候様取計、且御引渡相成候もの之内ニも、其以前牢拵又は罪科顯然之ものは直ニ入牢申付、猶吟味之上夫々御仕置申付候様可致、何れも其度々伺届等ニも不及、尤引渡相成候者之内、帰農いたし候歟、又は家業等ニ有付候歟、或は出奔病死等いたし候もの有之候は、急度申出候様村役人共等江申渡置、一ヶ年限御奉行所へ相届、村役人共取計方行届、本心ニ立帰候もの多有之候へは、其品ニ応シ夫々誉置、若心得方等閑ニ而度々出奔等為致候類は相当之御咎をも申付、且 非人之類は其所之頭 江引渡、手放難差置分は別段囲補理差置手業等為致、万石以下共最寄奉行所又は御代官御預所之寄場江差置候儀、都而前条之通取計、右引渡ニ無宿共、可成丈相応之百姓ニも相成、身分有附出来候様ニとの御趣意ニ付、村役人共等平日厚教諭を加、帰農之儀行届候様精々可取計旨被仰渡候御書附之趣承知仕候、右は去寅十一月廿一日別紙写之通御勘定奉行衆よりも連名廻状を以被相達候、旁右取計方左ニ奉伺候、

一御代官所肥前国彼杵郡長崎村小島郷ニ別紙絵図面之通寄場居小屋補理、無宿并村々ニ而手ニ余リ候悪党共入置、農業は勿論日雇稼並繩ない其外手業為相稼、弥改心帰農之志を遂候は、元居町居村江引渡、引請人無之もの当地住居相願候節、村方住居相願候は、於村方居小屋補理遣、市中住居相願候は、於其町々ニ

住居向取計、職道具并鍋釜其外凌ニ不差支丈之品は手当いたし遣可申候、
一 万石以下知行給知并寺社領より手ニ余リ候悪党は寄場江差置度旨、其向々より掛合申越候は、其節々相伺候
様可仕候

一 寄場居小屋江御引渡もの、当日より直ニ稼方出来不仕ものは、日数見計飯米代錢其外手当いたし遣可申候、
一 寄場居小屋并外囲共取建候御入用積為仕候処、皆出来迄銀八貫八拾九匁四分三厘七毛ニ而仕上可申旨、別紙
之通積帳差出候間吟味仕候処、不相当之儀も相見不申候間、書面直段ニ而可被仰付哉、左候へ御入用材木
は都而長崎浦上両村御林内より伐渡、寄場迄材木持運并地行直シ入用人足は私支配所村々高割ニ仕、御入用
銀は長崎会所欠所銀之内より出方被仰付候様仕度奉存候、

一 囲内修復入用并地料番人賄料且無宿ニ而直ニ稼方出来不仕候もの之飯米代錢、職道具其外日用之品々代錢は、
会所欠所銀之内より出方被仰付、無宿ニ無之もの之諸入用は其向々より請取、右取計向居合候上は、老ヶ年
分諸入用凡積を以私方江請取置、時々吟味之上遣払、毎年正月ニ至リ前年分勘定仕上候様可仕候、

一 囲内之もの病氣付候は、最寄医師江申遣養生為致、無宿もの之薬代錢は前条諸入用之内より相渡候様可仕候、
右病人相果候は、見分為仕最寄寺院境内江為取置、其段御届可申上候、若変死もの有之節は其時々御届申
上、御差図請取計候様可仕候、

一 囲内之もの逃去候歟盜又は悪事いたし候者有之節は直ニ申上候様可仕候、且心底相改元居町居村江居住願又
は引請人有之節は其時々相同様可仕候、
右之通奉伺候以上

三

天保十四年の長崎代官の伺は採用されず、人足寄場取建の件は長い間そのままになり、それが本ぎまりとなつたのは安政六年三月のことであった。場所は市中大黒町と、一部長崎村船津浦を含む地域が選ばれた。

高木作右衛門殿

(奉行所手付)
小柴喜左衛門

今度新規取建候大黒町裏手人足寄場石垣築直候ニ付、最寄御支配所船津浦浜手ニ打散居候石を収集相用申度候間、差支有無其筋御札之上否被御申聞候様いたし度此段及御掛合候以上

七月五日

小柴喜左衛門

御書面之趣相糺候処差支無之旨申出候、依之及御挨拶候

七月九日

高木作右衛門

人足寄場統船津浦地所御囲込差支有無取調申上候書付

人足寄場統長崎村船津浦地所三間通り御囲込并同郷米吉所持之家老軒御買上之儀、村方相糺候処差支之儀無御座旨申出候、依之此段申上候以上

未九月

高木作右衛門

寄場御用地地子銀口銀取調書

覚

大黒町唐船宿中願受地地上納之内
一 築地四百八坪 寄場御用地

此銀四百貳拾目貳分四厘但壹坪ニ付地子銀壹匁口銀三厘宛
〔朱書〕
〔外〕

築地百貳坪 大黒町より可納分

此銀百五匁六厘

ノ五百拾坪

此銀五百貳拾五匁三分

長崎村船津浦地子上納之内
一坪數拾壹坪貳合五夕 同御囲込之分

此銀貳分三厘

但右同断地子銀貳厘宛

此口銀算不当

〔朱書〕
〔外〕

坪數貳百貳拾三坪三合五夕

此銀四匁六分

ノ貳百三拾四坪六合

此銀四匁八分三厘

合坪數四百拾九坪貳合五夕

此銀四百貳拾目四分七厘

此上納銀溶鉄所石炭囲所等之振合を以寄場御役所より出銀相成候は差支候筋無御座候

できあがった人足寄場では、奉行所寄場掛の指示をうけ、七人の使役が直接その管理に当ることになった。朝六時半時に出勤し、人別を調べたうえ、それぞれの手業場に割付けてそこに立会うものをきめ、外での仕事に当るものには人数に応じて警固のものをきめて付添い、その行く先々や途中で不取締りがないようにつとめた。不心得ものがあつて、寄場構内から抜け出したり、外出先から逃出するようなものがあつた場合は、掛りの指図をうけて、使役は市中郷中はもちろん、近国までも召捕方として出かけねばならなかつた。罪を犯したものが掛りの糺しをうけるときは、使役がその縄取をし、時により折檻の役もつとめた。寄場の門の開閉にはとくに意を配り、門番所には必ず使役の一人が詰め、出入りのものを監視した。また、使役のうち二人は、交替で毎夜不寝番をたてて警備に當つた。病人治療のためには寄場出入医師が指命された。

万延元年正月以降、「犯科帳」の判決文のあとに、「但人足寄場江差遣」の文字が記入されている。その記入のあるもの、万延元年には六十五人、文久元年には七十八人である。そのほかに、それほどの罪は犯さずとも、身持不宜として、身内のものや村役人の願いによつて入れられたものが、その数に加わるわけである。

人足には一日白米五合ずつが渡される。但し新入でその日二食するものには三合三勺二才、一食するものには二合五勺の割宛となる。収容人数は新入・病死・赦免・逃亡等によつて日ごとにかわり、渡される米高もそれによつて増減する。

米は玄米で搬入され、当番人足の手で精白される。米搗はとくに労力を要するものとして、その当番には一日二合ずつの特配がある。八月十五日と九月十三日には月見団子用として一人五勺ずつの特配がある。毎夜四人ずつたてられる不寝番には、それぞれ二合五勺ずつが加えられる。

正月元日から十二月晦日までの異動を克明に記した寄場人足飯米勘定帳のうち、慶応二年七月分を一例として

左にあげる。

白米拾七石八斗八升七合五勺 七月分渡シ
一日耆人ニ付白米五合ッ、

此延人数三千五百八拾式人

朔日より五日迄百三拾人ッ、六百五拾人

六日より八日迄百三十一人ッ、三百九十三人

九日より十二日迄百三十二人ッ、五百廿八人

十三日 百三十一人

十四日 百三十二人

十五日より十六日迄百四人ッ、式百八人

十七日より廿一日迄百三人ッ、五百拾五人

廿二日 百六人

廿三日より廿四日迄百四人ッ、式百八人

廿五日より廿六日迄百五人ッ、式百拾人

廿七日より廿九日迄百四人ッ、三百拾式人

晦日 百三人

朔日より十三日迄女人足式人ッ、式拾六人

十四日より晦日迄同三人ッ、五拾老人

ノ三千五百七拾三人一日耆人ニ付白米五合ッ、

五日新入人足耆人式合五勺

八日同 耆人式合五勺

十三日同 耆人式合五勺

同日新入女人足耆人式合五勺

廿一日新入人足三人七合五勺

廿四日同 耆人式合五勺

廿九日同 耆人式合五勺

ノ九人耆人ニ付式合五勺ッ、

十三日病死入足耆人当日より扶持米引

十四日赦免入足廿八人十五日より扶持米引

十六日病死入足耆人十七日より扶持米引

廿三日より逃去候人足耆人分扶持米引

同日病死入足耆人当日より扶持米引

廿七日病死入足耆人当日より扶持米引

廿九日病死入足耆人晦日より扶持米引

同日赦免入足耆人晦日より扶持米引

ノ
慶応二年の一年間、寄場に収容されていた人足の数は、少ない日で九十二人、多い日は百三十二人、大体百人

前後で、延人数三万八千五百十一人、そのうち病死したものの十人、逃亡したものの四人、赦免されたもの百三人と
なっている。

慶応三年、冗費節約の方針で、奉行所では役掛の統廃合や人員整理が行われ、寄場掛も公事方掛のなかに含まれることになり、役医師の制も廃止されることになった。これまで役医師たちは当番をたてて四人の病氣治療に当たっていたから、その連中に暇が出されて、さし当り四人の治療を担当するものがなくなった。それでは困るので、唐人屋敷出入医師の頼川雲祥、寄場出入医師頼川道岱の二人に命じて、牢屋敷・下調所・人足寄場にかけて勤めさせることにした。なお、調べてみると、江戸佃島寄場出入医師佐竹文孝は相当の扶持手当金をうけていることがわかった。それに道岱は、これまでの寄場勤役中、薬種膏薬などの購入に当って、かねて必要なものはまとめて手に入れるなどして、費用節減にもつとめていることがわかって、手当としてこれまでの五両を倍にして十両が与えられることになった。

寄場は建てられてから六、七年しかたっていないのにかなりの痛みができ、ことに炭団を作る手業小屋はほとんど倒れそうになっていた。寄場の方からは、慶応二年十月以来、しばしばその修理方を願い出していたが、時節柄修理費などのことも考えて手を下されなままになっていた。慶応四年四月になって、やっと公事方掛の役人が出向いてみると、なるほどひどい痛みようであった。人足たちが満足に作業できないばかりではなく、すぐその外側は道路になっていて人通りも多く、もしそちらへ倒れでもしたら、忽ち往来をふさいでしまうことがわかり、やっと修理されることになった。前年の五月に大水が出たとき、方々から流れてきた材木を、人足たちの手でとり集めて構内に置いてあったが、その後も持主は現れず、やがて希望者に入札で払下げられることになった。その材木をつかって修理されることになった。

四

代官の方から寄場入りを申立てているのにそれが認められないこともあった。

猶次郎は、平戸城下で大工職をしていたが、その後無宿となり、仕事もいろいろかえながら、大村領下の村を転々としていた。文久元年の末、茂木村に入りこみ、無宿の身分を隠して一軒の空家を借受け、うどんやを開いた。翌年十一月、五人連れの客がやってきてうどんをたべたり酒を飲んだりしているうちに、猶次郎もその仲間に入り、かねて持っていたカルタ札を取出し、錢を賭けて勝負しているところを村役人に見つけられ、一同捕えられた。代官は、村役人の報告をうけて取調べた結果、猶次郎寄場入りの儀を申立てたが、奉行所の方からは、敵の上追払いにするよう指示があった。

本心にたちかえったとして、折角寄場から赦免されながら、さらにまた身を持崩すものも多かった。

長崎村高野平郷の乙名を勤めていた竹次郎の伴仙太郎は、農業を嫌い大酒を好み、村方の風儀を乱し、周囲のものから度々意見を加えられたが、一向耳に入れる様子はなく、ますます不行跡が募り手に余ったので、文久元年七月、親類村役人一同連印で、仙太郎の寄場入りを代官に願い出た。

寄場入りした仙太郎は、その後だんだん心底も立直ったように見え、文久三年六月、村役人一同の願いで赦免され、一応父親の許へ戻ることを許された。しかし、それもほんのつかの間で、仙太郎はさらに極道をつくし、父親も幾度か勘当をしようかと思ひながら、一方ではなんとか改心してくれないものかと願っているうちに、その年の暮れからふと姿を消したまま行方がしれなくなった。やむなく父親は翌年四月、仙太郎の駆落届を出した。

その後になって、仙太郎は同じ村の卯之吉に難題を持ちかけ、争いの末、逆に殺されていたことが判明した。

寄場に入れられながら、なお悪事をたくらむものも絶えなかった。

筑前無宿嘉蔵は、以前今下町の八百屋に奉公している時、よく酒屋町の紅屋に使いによこされていた。そして、紅屋の店先の白木の箆笥に脇差がしまつてあるのに目をつけ、いつか盗み出すつもりになっているうちに、身元がばれて寄場に入れられた。寄場での粗食に堪えられず、なんとか余分の金を得てうまいものをたべたいと考えているうちに、例の紅屋の脇差を思い出した。しかし、一人では寄場を抜け出すのはどうしても無理のようだった。慶応四年閏四月、嘉蔵は、同じ人足仲間の清之丞と梅次郎をかたらい、釘のゆるんでいる坐板を外し、床下の土石を掘りおこそうとしたところを見廻りのものに見つかって、三人とも捕えられた。未遂であったから、寄場での手限戒めに処せられた。

(資料は、冒頭の方を除いて、すべて御用留による)

人足寄場と石川島監獄

重松一義